

公契約法の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書

建設業は、地域の発展、雇用機会の確保、専門技術の継承などに大きな貢献を果たしています。

しかしながら、建設業における元請・下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は現在も確立されておらず、建設労働者の生活を不安定なものにしています。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成12年11月に成立しましたが、その中でも「建設労働者の賃金、労働条件の確保に対する適切な措置が必要」との付帯決議が行われているところです。

よって、国におかれましては、建設業を健全に発展させ、公共工事における品質や安全の確保とともに、労働・雇用の安定や技能労働者の育成を図るため、公共事業における新たなルールづくりとして、次の事項を実施されるよう強く要望いたします。

記

- 1 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を推進すること。
- 2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」付帯決議について実効ある施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣 様

小野市議会議長 井上日吉